

**災害時における応急対策資機材の  
供給及び設置の協力に関する  
協定書**

令和4年10月12日 締結

安平町  
北海産業株式会社苦小牧営業所  
安平建設協会

## 災害時における応急対策資機材の供給の協力に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）、北海産業株式会社苦小牧営業所（以下「乙」という。）、安平建設協会（以下「丙」という。）とは、災害時における応急対策資機材（以下「機材」とい。）の供給及び設置の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、安平町区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲、乙、丙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る事を目的として、機材の供給及び設置の協力に関する事項を定めるものとする。

### （協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

### （協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の供給についての協力を要請するものとする。

- 2 前項で要請した機材の運搬が事情により乙に於いて困難な場合及び供給された機材の設置を必要とするときは、甲は丙に対して機材の運搬及び設置について協力を要請し、その旨を乙に報告するものとする。
- 3 甲の乙に対する要請の手続きは、応急対策資機材の供給の協力に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。
- 4 甲の丙に対する要請の手続きは、平成19年5月11日に甲と丙が締結した「安平町における災害時の協力に関する協定」に準じ行うものとする。

### （機材の品目）

第4条 甲が乙に供給要請する品目は、大型発電機等及び乙が機材として保有又は調達できるものとする。

- 2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

### （協力の実施）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、保有機材の優先供給及び運搬、丙は乙から供給された機材の運搬及び設置に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

(機材の引き渡し)

第6条 乙は、第3条第1項に基づき機材の供給について要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて甲へ引き渡すものとする。ただし、甲が第3条第2項に基づき運搬の要請を丙へ行った場合は、乙が指定する場所にて丙へ機材を引き渡し、丙が甲の指定する場所に機材を運搬及び設置を行い、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

2 丙は、第3条第2項に基づき機材の設置について要請を受けたときは、甲の指定する場所に機材を設置し、甲の指定する職員の確認を受けて甲へ引き渡すものとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第7条 乙が供給した機材に要する対価及び運搬の費用、丙が行った運搬及び設置の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙又は甲丙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めない事項)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲、乙又は丙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月12日

甲 勇払郡安平町早来大町 95番地  
北海道勇払郡安平町  
安平町長 及川 秀一



乙 苫小牧市あけぼの町2丁目2番地  
北海産業株式会社苫小牧営業所  
所長 遠藤 祐規



丙 勇払郡安平町早来大町 34番地1  
安平建設協会  
会長 阿部 一



(別記様式)

北海産業株式会社 苫小牧営業所 様

安平町長

応急対策資機材の供給の協力に関する要請書

電話等連絡日時	年 月 日 時 分		
要請する機材の種類・数量	品 目	数 量	単 位
	所在 地		
搬 入 先	名 称	電 話	
	現地担当者名		
搬入希望日時	年 月 日 時 分		
連絡担当者	電 話		
備 考			

